メトロニダゾールを有効成分とするもの	対象動物	食用に供するために出荷する対象動物及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用	（新設）	（新設）	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。